

## 歯科技工士業務従事者届

(令和4年12月31日現在)

三重県

ふりがな					
氏名		性別		年齢	歳
本籍地都道府県名 (国籍)					
住所	〒 -				
歯科技工士 名簿登録	番号	第 号			
	年月日	昭和・平成・令和 年 月 日			
業務に従事する 場所	1 歯科技工所 2 病院又は診療所 3 歯科技工士学校又は養成所 4 事業所 5 その他 ( )				
	所在地	〒 -			
	名称				
	就業先電話番号				
備考					

(注意)

- 1 該当する数字を○で囲むこと。
- 2 「業務に従事する場所」の欄は、2以上の場所において業務に従事している場合は、その主たるもの一つについて記載すること。
- 3 名称は各種法令の規定により届け出られた名称を使用すること。
- 4 昭和57年3月31日までに免許を取得した者は、同日現在いずれの都道府県の歯科技工士名簿に登録されていたかを備考欄に明記すること。

※この届出票は、就業地を管轄する保健所に令和5年1月16日(月)までに提出してください。

## 記入要項

- 氏 名  
歯科技工士名簿に登録されている（免許証の）氏名を正確に記載すること。
- 年 齢  
12月31日現在における満年齢を記入すること
- 本籍地都道府県（国籍）  
戸籍に記載されている本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍）を記入すること。
- 住 所  
生活の本拠としている場所を記入すること。寄宿先については、「何某方」まで、アパート等については、「〇〇棟〇〇号室」まで記入すること。
- 歯科技工士名簿登録番号、年月日  
歯科技工士名簿に登録された番号及び年月日を記入すること。この場合、再交付又は書換交付を受けた年月日を記入しないよう注意すること。

### 《 関係法規 》

- 歯科技工士法第6条第3項  
業務に従事する歯科技工士は、厚生労働省令で定める2年ごとの年の12月31日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年1月15日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。
- 歯科技工士法第32条（抜粋）  
次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
  1. 第6条第3項の規定に違反した者